

各社会福祉施設等の長 殿

青森県健康福祉部長  
(公印省略)

「社会福祉施設等における事故発生時の報告取扱要領」の一部改正について

今般、社会福祉施設等利用者の処遇向上を図るため、「社会福祉施設等における事故発生時の報告取扱要領」（平成21年3月25日策定）を一部改正しましたのでお知らせします。

なお、事故発生時には、本要領に基づき適切に県に報告くださるようお願いするとともに、市町村への報告についても御留意くださるようお願いいたします。

※本取扱要領については、県健康福祉政策課ホームページ「災害・事故防止関連通知（社会福祉施設等）」に掲載しておりますので申し添えます。

ホームページアドレス <http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/sisetsu.html>

(担当)

健康福祉政策課企画政策グループ

樋口主幹

電話：017-734-9277